

岩手県告示第198号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

判定機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社建築構造センター	事務所の所在地の変更	岡山県岡山市北区丸の内二丁目12番20号内山下ビル303号室	岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号成広ビル2階	平成26年4月1日